

品川区生活支援型一時保育（オアシスルーム）実施要綱

制定	平成16年5月7日	区長決定	要綱第76号
改正	平成17年3月14日	区長決定	要綱第11号
改正	平成18年11月20日	部長決定	要綱第693号
改正	平成19年4月1日	区長決定	要綱第69号
改正	平成20年4月1日	区長決定	要綱第29号
改正	平成22年4月1日	区長決定	要綱第40号
改正	平成25年4月1日	区長決定	要綱第41号
改正	平成27年3月24日	事業部長決定	要綱第131号
改正	平成28年6月14日	区長決定	要綱第209号
改正	平成29年4月1日	区長決定	要綱第5号
改正	平成29年8月21日	部長決定	要綱第133号
改正	平成30年4月1日	区長決定	要綱第65号
改正	平成30年6月1日	部長決定	要綱第132号
改正	平成30年8月1日	区長決定	要綱第164号
改正	平成31年4月1日	区長決定	要綱第33号

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の子育て家庭の児童を区の指定する施設（以下「施設」という。）において一時的に保育することにより、保護者の日常生活のリフレッシュ等を促し、もって子育て家庭の支援に資することを目的とする。

（対象児童）

第2条 この要綱に基づき実施する一時的な保育（以下「オアシスルーム」という。）の対象者は、品川区内に居住する生後4カ月から小学校就学前までの健康な児童であって、在園児は対象としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区が主催する庁内会議等に参加することを理由として品川区役所第三庁舎において実施するオアシスルーム（以下「庁内会議等出席者枠」という。）の対象者は、品川区内に居住する生後57日から小学校就学前までの健康な児童とし、在園の有無は問わないものとする。

（利用回数）

第3条 オアシスルームの利用回数は、児童1人につき年間で60回を超えないものとする。ただし、区長が別に定める場合は、この限りでない。

（利用要件等）

第4条 オアシスルームの利用要件、実施施設、保育内容、保育時間定員については、別表第1に定めるとおりとする。

（開室日）

第5条 オアシスルームの開室日は、次に掲げる休業日を除く毎日とする。

- (1) 日曜日（品川区役所第三庁舎については土曜日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで）
- (4) 前 3 号のほか、区長が定める日
（登録および申込み）

第 6 条 オアシスルームを利用しようとする者は、原則として希望する施設に対象児童を連れて、オアシスルーム利用登録書（第 1 号様式）に母子健康手帳、健康保険証および乳幼児医療証を添え、オアシスルーム利用希望日の前日の午後 3 時までオアシスルームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に提出し、利用登録の手続をしなければならない。ただし、庁内会議等出席者枠については、この限りでない。

- 2 前項の規定により利用登録をした者（以下「利用者」という。）が利用の申込みをする場合は、オアシスルーム利用希望日の前月の同日（前月の同日が休業日の場合は、翌開室日）から前日（前日が休業日の場合は、直近の開室日）までに、インターネット予約システムまたはコールセンター窓口への利用予約を行うことができる。ただし、品川区役所第三庁舎については、定員 15 名のうち 3 名について、利用者が行政手続等を行う際に、対象児童を事前の予約なしで預かる（以下「行政サービス利用者枠」という。）ことができる。
- 3 利用者は、利用当日、オアシスルーム利用申込書（第 2 号様式）を事業者に提出しなければならない。ただし、前項で定める行政サービス利用者枠を利用する者については、行政サービス利用者枠利用申込書（第 3 号様式）を記入し、事業者に提出するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、庁内会議等出席者枠を利用しようとする者が利用の申込みをする場合は、庁内会議等の実施が決定された後速やかに、庁内会議等出席者枠利用申込書（第 4 号様式）を区に提出しなければならない。
（優先利用）

第 7 条 前条第 3 項の規定による利用の申込みのうち、別表第 2 に定めるものについては、優先的に利用できるものとする。
（承認）

第 8 条 区または事業者は、第 6 条第 3 項および第 4 項の規定による利用の申込みがあったときは、対象児童と住所地および児童の保育に関する必要書類を確認のうえ、利用を承認する。
（不承認）

第 9 条 区または事業者は、申込内容または対象児童の健康状態によって保育することが困難であると認めるときは、申込みを承認しないことができる。
（利用承認の取消し）

第 10 条 区または事業者は、利用者または対象児童が次の各号のいずれかに

該当したときは、利用登録の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みによって利用登録の決定を受けたとき。
- (2) 健康状態等によって保育することが困難と認められたとき。
- (3) その他保育をすることに困難な事情が生じたとき。

(利用料)

第11条 オアシスルームの利用に当たり、利用者が負担する金額（以下「利用料」という。）は、対象児童1人につき1時間500円とする。ただし、区内会議等出席者枠における利用料は、区の負担とする。

(利用料の支払)

第12条 利用者は、利用料を利用日に施設に支払わなければならない。

(報告)

第13条 事業者は、毎月5日までに前月の利用について、オアシスルーム利用報告書（第5号様式）により区長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、実施施設のうち東大井、旗の台、中原、大崎、大井倉田の5園については、平成17年6月1日からの実施とする

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 荏原保育園、東五反田保育園（東五反田児童センター）については、平成19年6月1日から実施する。
- 3 東品川保育園、東中延保育園については、平成19年3月末日をもって、中延保育園、五反田保育園については、平成19年5月末日をもって終了する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ぷりすくーる西五反田については、平成20年4月1日から実施する。
- 3 中原保育園については、平成20年3月末日をもって終了する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 伊藤児童センター、小関児童センターについては、平成22年4月1日から、西中延児童センター、水神児童センターは平成22年6月1日から、北品川

児童センターは平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

- 3 大井倉田保育園、大崎保育園については、平成 22 年 3 月末日をもって、旗の台保育園、水神保育園については、平成 22 年 5 月末日をもって、東大井保育園については、平成 22 年 9 月末日をもって終了する。
- 4 平成 22 年 4 月 1 日より、全実施場所にて給食等の提供を廃止する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 6 月 22 日から施行する。
- 2 北品川第二保育園のオアシスルームの利用について必要な手続きは、平成 28 年 7 月 1 日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 水神児童センターは平成 29 年 3 月末日をもって終了する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項 目	内 容
利用要件	保護者が継続的に就労を行う場合を除き、一時的に児童の保育を希望する場合に利用できるものとする。
実施施設	北品川児童センター内オアシスルーム 東五反田児童センター内オアシスルーム 小関児童センター内オアシスルーム 伊藤児童センター内オアシスルーム 西中延児童センター内オアシスルーム 北品川第二保育園内オアシスルーム 荏原保健センター内オアシスルーム ものづくり創造センター内オアシスルーム 品川区役所第三庁舎内オアシスルーム 平塚ゆうゆうプラザオアシスルーム 戸越オアシスルーム ぷりすくーる西五反田内オアシスルーム
保育内容	保育所保育指針の第2章4「保育の実施に関して留意すべき事項」（1）を十分理解し、保育を行うものとする。
保育時間	①北品川第二保育園・荏原保健センター・品川区役所第三庁舎・ぷりすくーる西五反田で実施する場合は、午前8時30分から午後5時30分までとする。 ②北品川児童センター・東五反田児童センター・小関児童センター・伊藤児童センター・西中延児童センター・ものづくり創造センター・平塚ゆうゆうプラザ・戸越で実施する場合は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
定 員	①北品川児童センター・東五反田児童センター・小関児童センター・伊藤児童センター・西中延児童センター・ぷりすくーる西五反田は6名（定員のうち、0・1歳はあわせて最大3名まで） ②北品川第二保育園・荏原保健センター・ものづくり創造センター・平塚ゆうゆうプラザ・戸越は12

	<p>名（定員のうち、0・1歳はあわせて最大6名まで）</p> <p>③品川区役所第三庁舎は15名（定員のうち、0・1歳はあわせて最大9名まで）</p>
--	--

別表第2（第7条関係）

(1) 療育施設 利用者枠	対象施設	全12カ所
	内容	対象児童のきょうだいが、療育施設に通園し、かつ、保護者が常にきょうだいに付き添い、その間、対象児童の保育ができない場合は、オアシスルームを希望する日時において、療育施設から発行された証明書を区または事業者に提出のうえ、オアシスルーム利用日の前々月の同日（前々月の同日が休業日の場合は、翌開室日）から前日（前日が休業日の場合は、直近の開室日）までに利用予約を行うことができる。
(2) 生後4カ月から1歳未満までの利用者枠	対象施設	北品川第二保育園 荏原保健センター ものづくり創造センター 品川区役所第三庁舎 平塚ゆうゆうプラザ 戸越
	内容	①生後4カ月から1歳未満までの対象児童に対し、オアシスルーム利用日の前々月の同日（前々月の同日が休業日の場合は、翌開室日）から前日（前日が休業日の場合は、直近の開室日）までに利用予約を行うことができる。 ②利用日の前々月の同日から2週間前の日までは、3名の利用予約の枠を確保する。